

広報

のぼりべつ

主な内容

- 文化の日、晴やかに受賞 市功労者、市民表彰 2 P
- 多数ご参加ください=家事家計講習会 2 P
- ご存知ですか 国民健康保険給付のあらまし 2 P
- 冬の交通事故防止 交通安全道民総ぐるみ運動 3 P
- 手づくり袋物教室に参加しませんか 3 P
- 保健ガイド 4 P



リフト整備も着々と 国設カルルス温泉スキー場

初雪の便りも各地で聞かれるようになり、ウインターリースポーツの季節ももうすぐ。

ここ、国設カルルス温泉スキー場では、ゲレンデの整地作業も終り、12月12日オープンを目指しリフト機器の取り付けやワイヤーロープの点検・整備などが始まりました。

同スキー場は、来馬岳の南斜面にあり2基のリフト（長さ615m・704m）やロッジ、200台収容の駐車場を備えており、今年はこれまでの3コース（上級者用稲妻コース、中級者用Bコース、初級者用セントラルコース）に加え、初級者向けAコースを新たに造成するなどファミリー・スキー場としての施設が一段と充実、シーズンの開幕が楽しみです。ゲレンデがすっぽり雪に覆われ、カラフルなヤッケ姿のスキーヤーでにぎわうのも間近かです。

11 1981 . 15

文化の日・晴やかに受賞

市功労者・市民表彰



田中貞子さん



皆川英貞さん



片岡義市さん

昭和五十六年度の登別市功労者と市民表彰の個人・団体が決まり十一月三日の文化の日に表彰式が行なわれました。

市功労者は三人で、市収入役、監査委員として永年、地方自治の振興と市政の発展に貢献された片岡市さん、開業医、学校医として地域医療と児童、生徒の健康管理に

永年貢献された田中貞子さんがそ

れぞれ受賞されました。

さらに市民表彰は、自治貢献二

人、社会貢献二十二人、教育文化

貢献三人、篤志貢献五人、八団体、

善行六人、一団体の合せて三十八

人、九団体となりました。

なお、表彰式は、午前十一時か

ら中央公民館二階ホールで行なわ

れました。(市功労者の田中貞子

さんは、この日、どうしても出席

できない用務のため十一月二日市

長室において受賞されました)

表彰者、団体は次のとおり(敬

称略、順不同)です。

●市功労者

○片岡市(六五) II 市内幌別町

三丁目五番地一

○皆川英貞(六九) II 市内中央町

二丁目十二番地一

○田中貞子(六三) II 市内中央町

二丁目十二番地十二

(市民表彰)

○社会貢献一八幡四郎(産業振興)

小林赳次(同)、加地初男(同)

田崎竹三(同)、宮城キエ(民

生児童委員)、東條喜平(同)

水口竹夫(町内会長)

△療養費

○自治貢献川瀬寿雄(町内会長)

△社会貢献一八幡四郎(産業振興)

全額を患者が支払い、あとで国

保から払い戻しを受けることが

できます。この場合の額は保険

せん。

ご存知ですか?

国民健康保険給付のあります

国民健康保険で受けられる「保険給付」には、いろいろなものがあります。

病気やケガをしたときの治療、入院などの治療費を始めとして、次のような給付が受けられます。

△療養の給付

病気やケガをしたとき、保険医の診療を受けた場合、かかる医療費の三割を患者が負担し、七割が国保から給付されます。

●医師の指示により付添看護婦をつけた場合。重症患者が入院

院などで薬物を必要とする場合。ただし、どちらも事前に国保の承認を受けなければなりません。

△療養費

次のような場合は、医療費の全額を患者が支払い、あとで国保から払い戻しを受けることができます。この場合の額は保険



理想の教育環境を求めて 札内の台地に57年4月開学

—ただ今、生徒募集中
募集連絡事務所 TEL ⑧0888 —

日本工学院 北海道専門学校

無料法律相談

日常生活の中で、交通事故、土地家屋、金銭貸借、損害賠償相談、離婚、公害など、あなたの身の回りに起きた法律問題でお困りの方は、この法律相談をご利用ください。

△日時 12月5日(土)
午前9時~12時

△場所 中央公民館 和室

△担当弁護士 芝垣 美男氏
村上 弘氏

△内線222
申相談を希望される方は、あらかじめ市企画広報課に申し込みください。℡5局211
お問い合わせください。
△内線222
申相談を希望される方は、あらかじめ市企画広報課に申し込みください。℡5局211
お問い合わせください。
△内線222
申相談を希望される方は、あらかじめ市企画広報課に申し込みください。℡5局211
お問い合わせください。

△被保険者がお産をしたとき、
一子につき八万円の助産費が支
給されます。

△葬祭費

被保険者が亡くなったとき、
葬儀を行なった方に三万円が支
給されます。

△保険給付の時限は一年です。請
求の手続きをしないで二年過ぎま
すと、受けれる権利がなくなります

△高額療養費

一人、一ヶ月(暦月)、一医療機関の自己負担額が三万九千円をこえた場合は、そのこえた額について全額払い戻しを受け

ることができます。ただし、室料の差額や歯科の差額など、保険診療以外の支払い額は含まれません。

